平成２１年（フ）第６６８号
千葉県流山市東初石３丁目128番地の１　県営住宅１―304
債務者　松川フィリピーナ
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７０９号
千葉県野田市上花輪1138番地の22ティービィーハウスＡ棟201
債務者　赤松　澄誉（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１２４号
千葉県木更津市請西１丁目４番２号
債務者　亀田　　清
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１４４号
千葉県木更津市畑沢南１丁目11番５号
債務者　池園　浩二
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１４６号
千葉県君津市坂田1757番地　レジデンス神田201
債務者　立花　秀春
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第４５４号
新潟市秋葉区新津4545番地２　ニューハイツ川崎11号
債務者　金子　清一
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４６号
新潟県五泉市城下１丁目1502番地20
債務者　酒井トシ子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４７号
新潟県五泉市城下１丁目1502番地20
債務者　酒井　勝幸
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６９号
新潟市秋葉区古津198番地１
債務者　田中　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７５号
新潟市中央区東大通２―11―14　三好マンション万代604、住民票上の住所新潟市東区東明８丁目１番23号　メゾン東山305号
債務者　佐竹裕見子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７９号
新潟市西区神山98番地
債務者　山崎　直美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８２号
新潟県燕市吉田旭町３丁目１番２号
債務者　土田　英子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０３号
新潟市西区坂井613番地７
債務者　木戸　栄子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３９号
新潟県新発田市加治万代188番地１
債務者　長下部秀雄
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１４２号
新潟県胎内市乙719番地５
債務者　三浦カツミ
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第６３６号
岐阜市洞724番地２
債務者　大澤　重行
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６４０号
岐阜市福光西２丁目４番地16　橋詰コーポ105号、住民票上の住所愛知県春日井市旭町１丁目24番地４
債務者　加藤きの実
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６４４号
岐阜市西河渡３丁目47番地１　ウエストリバーＡ棟202号室
債務者　藤村　　卓
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで　岐阜地方裁判所